

**改正**

昭和60年3月28日条例第13号

昭和61年12月25日条例第43号

平成元年12月26日条例第47号

平成4年12月28日条例第45号

平成7年12月28日条例第40号

平成11年12月17日条例第29号

平成14年6月25日条例第26号

平成16年6月21日条例第21号

平成22年12月24日条例第24号

平成26年9月30日条例第12号

令和2年12月18日条例第34号

福生市道路占用料徴収条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定により福生市（以下「市」という。）が徴収する道路の占用料（以下「占用料」という。）及び法第73条の規定により市が徴収する占用料に係る延滞金（以下「延滞金」という。）並びにその徴収方法について必要な事項を定めるものとする。

(占用料)

**第2条** 占用料は、別表に定めるところにより算出した額とする。

(占用料の減免)

**第3条** 市長は、次に掲げる占有物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占有者の申請により、占用料の額の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者が、その鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項に規定する都市計画施設

- (4) 公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する道路
- (5) 沿道から道路に出入りするために設置する通路その他これに類する施設
- (6) ガス、電気、電話、水道、下水道等の各戸引込管線類
- (7) 祭典その他恒例により設置する施設
- (8) 前各号のほか、市長が特に必要があると認めるもの

2 市長は、前項に定めるもののほか、天災地変その他占有者の責に帰することのできない理由により占有の目的を遂行することができないと認める場合においては、その期間に相当する占用料の額の全部又は一部を免除することができる。

(占用料の徴収方法)

**第4条** 占用料は、占有の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、占有許可をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした日（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1月以内に納入通知書により一括徴収するものとする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の年度に係る占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収した占用料は返還しない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 市長が法第71条第2項の規定により道路の占有許可を取り消した場合 当該占有許可を取り消した日の属する月の翌月以降の分に相当する占用料の額
  - (2) 市長が前条第2項の規定により占用料の全部又は一部を免除した場合 同項の規定により免除した額
- (延滞金)

**第5条** 延滞金は、当該督促に係る占用料の額が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納入すべき期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該占用料の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が100円未満の場合は徴収しない。

(委任)

**第6条** この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に占用の許可を受けている物件の占用料は、この条例施行の日以降に係る占用の期間に応じ、別表に定めるところにより占用料の額を算出し、昭和57年4月30日までに徴収する。
- 3 前項の場合、占用の期間が引き続き数年度にわたるものの占用料については、第4条第1項ただし書の規定により徴収する。

**附 則** (昭和60年3月28日条例第13号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和61年12月25日条例第43号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

**附 則** (平成元年12月26日条例第47号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

**附 則** (平成4年12月28日条例第45号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則** (平成7年12月28日条例第40号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則** (平成11年12月17日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福生市道路占用料徴収条例の規定は、平成12年4月分以後の道路占用料から適用し、同年3月分以前の道路占用料については、なお従前の例による。

**附 則** (平成14年6月25日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福生市道路占用料徴収条例の規定は、施行日以後に初めて道路占用の許可等のあったものについて適用し、施行日前に既に当該許可等がされていたものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成16年6月21日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福生市道路占用料徴収条例の規定は、施行日以後に初めて道路占用の許可等のあったものについて適用し、施行日前に既に当該許可等がされていたものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成22年12月24日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福生市道路占用料徴収条例の規定は、施行日以後に道路占用の許可等のあったものについて適用し、施行日前に既に当該許可等がされていたものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年9月30日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福生市道路占用料徴収条例の規定は、施行日以後に道路占用の許可のあったものについて適用し、施行日前に既に許可等がされていたものについては、なお従前の例による。

**附 則**（令和2年12月18日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福生市道路占用料徴収条例の規定は、施行日以後の占用に係るものについて適用し、施行日前の占用に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	単価 (円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,490
	第2種電柱		2,280
	第3種電柱		3,080
	第1種電話柱		1,320
	第2種電話柱		2,140
	第3種電話柱		2,910
	その他の柱類		130
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1	13
	地下電線その他地下に設ける線類	年	8
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,300
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	790
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,610
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	8,800
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	2,650	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	55
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		79
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		120
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		150
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		230
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		310
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		550

	外径が0.7m以上1.0m未満のもの		790	
	外径が1.0m以上のもの		1,590	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占有面積1㎡につき1年	2,610	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占有面積1㎡につき1年	1,400	
法第32条第1項第5号に掲げる施設（地下街及び地下室を除く。）	上空に設ける通路		4,950	
	地下に設ける通路	占有面積1㎡につき1年	2,970	
	その他のもの	占有面積1㎡につき1年	2,610	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日	88	
	商品置場その他これに類するもの	占有面積1㎡につき1年	8,800	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1㎡につき1年	8,800	
	標識	1本につき1年	2,140	
旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡又は1本につき1日	88	
		占有面積1㎡又は1本につき1年	8,800	
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	88,000
		その他のもの	1基につき1年	44,000
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1㎡につき1年	2,610	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場		占有面積1㎡につき1年	8,800	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下

の電線（当該電柱に設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。

5 表示面積若しくは占有面積が1㎡未満であるとき、又はこれらの面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算し、占有物件の長さが1m未満であるとき、又はその長さに1m未満の端数があるときは、1mとして計算するものとする。

6 占有の期間は暦により計算し、占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、さらに1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

7 占有料の額は、占有料の欄に定める金額に、占有の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占有料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。